

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には業務に応じた報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等については、この規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 理事長に対する報酬等の支給については、毎月25日とする。但し、土日祝日に当たるときは、その日前で最も近い土日祝日でない日に支給する。
2 理事長以外の役員等は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人

に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等が理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2のとおり費用を弁償する。

ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等については、支給しない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月19日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

別表 1

役員等報酬

(法人及び施設業務のための出勤の場合)

役 職	1日勤務	半日勤務
理事長	月額 900,000円	
理事	30,000円	15,000円
監事	30,000円	15,000円
評議員	30,000円	15,000円

別表 2

費用弁償

(1回あたり)

	理事	監事	評議員	評議員選任・ 解任委員
理事会出席	5,000円	5,000円		
評議員会出席		5,000円	5,000円	
評議員選任・解 任委員会出席		5,000円		5,000円